

第14章 建設

- 1 土 木
- 2 建 築
- 3 市 営 住 宅
- 4 空 き 家
- 5 公 園 緑 地

1 土 木

(1) 市道の概要 (平31.4.1現在)

ア 道路の延長及び面積

区 分	数 量
道路延長 (実)	3,966,071 m
道路面積 (道路部)	21,235,370 m ²

イ 車道幅員別延長

規格改良済		未改良	
幅員別	延長 (m)	幅員別	延長 (m)
19.5m以上	1,123	5.5m以上	48,436
13.0m以上19.5m未満	17,050	3.5m以上5.5m未満	284,032
5.5m以上13.0m未満	614,365	3.5m未満	1,245,861
5.5m未満	1,755,204		
計	2,387,742	計	1,578,329

ウ 道路舗装延長及び舗装率

区 分	延 長 (m)
舗装延長	3,154,488
未舗装延長	811,583
合計	3,966,071
舗装率 (対実延長)	79.5%

エ 橋りょう種別及び延長

区 分	永 久 橋	石 橋	木 橋	計	延 長 (m)
数 量	1,307	0	2	1,309	14,433

※ 前記ア～エの数値等に係る資料は、道路台帳整備により作成した「道路施設現況調査」をもとにした。

(2) 交通安全施設整備状況 (年度別実績)

施設名 年度	道 路 鏡 反 射	道 路 標 識	防 護 柵	道 路 区 画 線	道 照 明 路 灯	そ の 他	
26	110	0	1,157.1	114,000.0	1	路肩整備	80.7m
27	88	0	1,837.9	65,971.0	0	点字ブロック	846.5m
28	112	0	1,468.8	68,850.0	0		
29	70	0	1,214.8	78,062.3	0	路肩整備	157.0m
30	49	0	998.1	85,316.0	2		

(3) 道路事業

(平31.4.1現在整備中の主な路線)

路線名等	事業着手年度	整備延長	幅員	事業実施地区	備考
00-062号線（産スポ西通線）	H21	1,000m	10.0m	桂萱地区・永明地区	
泉橋通線	H23	710m	12.5m	桂萱地区	
下川淵小北通線	H24	590m	17.0m	下川淵地区	
朝日町下阿内線（Ⅱ期）	H24	620m	16.0～ 17.0m	下川淵地区	
江田天川大島線（Ⅱ期）	H24	355m	27.0m	上川淵地区	
江田天川大島線（Ⅲ期）	H25	500m	27.0m	上川淵地区	
荒牧関根線	H26	300m	12.0m	南橋地区	
駒寄スマートIC周辺道路	H26	200m	8.5m	清里地区	
清里地区南北幹線（Ⅱ期）	H27	220m	10.0m	清里地区	
00-196号線（小暮石井線・Ⅱ期）	H27	1,200m	9.75m	富士見地区	
00-199号線（時沢米野線）	H28	700m	9.5m	富士見地区	
04-104号線（道の駅アクセス道路）	H29	350m	11.5m	南橋地区	
00-101号線	H30	200m	10.25m	上川淵地区	上川淵小南
南高校通線	H31	750m	13.0m	上川淵地区	
00-028号線（群大附中通線）	H31	1,280m	8.0m	桂萱地区	
大胡110号線	H17	650m	16.0m	大胡地区	
宮城4号線	H17	2,000m	8.0m	宮城地区	
宮城3352号線ほか	H17	2,000m	8.0m	宮城地区	
粕川3085号線ほか	H17	2,110m	10.0m	粕川地区	

(4) 街路事業

<現在整備中の都市計画道路>

路線名	延長	計画幅員 (現況幅員)	事業告示年月 日	施行年度	摘要
県庁群大線	594m	19.0m (5.0m)	平8.9.13	平8～平31	
群大北通線	280m	12.0～15.0m (0.0m)	平25.7.26	平25～平33	
上新田前箱田線	780m	16.0～17.0m (4.0～6.0m)	平29.9.12	平29～平35	

2 建 築

(1) 市有建築物等の営繕

市有建築物等（市営住宅・教育委員会所管を除く）の建築に伴う設計及び工事監理を行う。

ア 主な設計及び工事監理業務等

前橋工科大学3号館空調設備改修実施設計業務
 上川淵保育所便所増築実施設計業務
 下増田運動場車庫設置工事
 消防局南消防署城南分署倉庫兼訓練塔新築工事

イ 債務負担事業

消防局南消防署城南分署新築建築工事（平成29～30年度）
 消防局南消防署城南分署新築機械設備工事（平成29～30年度）
 消防局南消防署城南分署新築電気設備工事（平成29～30年度）
 消防局東消防署訓練塔ほか新築工事（平成29～30年度）
 前橋文学館収蔵庫増築建築工事（平成29～30年度）
 前橋文学館収蔵庫増築空調設備ほか工事（平成29～30年度）
 前橋文学館収蔵庫増築電気設備工事（平成29～30年度）
 赤城大沼用水小水力発電建築工事（平成29～30年度）
 大渡温水プール内部鉄骨トラス塗装ほか改修工事（平成30～31年度）

(2) 市有建築物等の保全

市有建築物等（市営住宅・教育委員会所管を除く）の保守点検並びに保全業務の企画及び実施を行う。

・主な保全業務

五番街立体駐車場屋上防水改修工事
 前橋総合運動公園クラブハウス屋外観覧席ほか防水改修工事
 第二保育所屋根防水改修ほか工事
 前橋工科大学図書館棟屋根防水改修工事
 桂萱保育所屋根改修工事
 斎場火葬炉ほか改修工事
 上川淵保育所給水設備改修工事

<市有建築物等の営繕及び保全に関する平成30年度受託工事実績>

業 種 区 分		件 数	事 業 費
業 務	設 計 等	10件	14,799,240円
	調 査 等	9件	24,160,680円
	小 計	19件	38,959,920円
工 事	新 増 築	8件	429,778,440円
	設 備	131件	307,120,122円
	改 修 等	199件	471,760,089円
	小 計	338件	1,208,658,651円
合 計		357件	1,247,618,571円

(注) 件数及び事業費は、債務負担事業の平成29年度執行分を含む。

3 市 営 住 宅

(1) 建設戸数及び市営住宅管理戸数

(平31.4.1現在)

管理開始年度	建築戸数									用途廃止		年度別増減戸数	市営住宅管理戸数
	木造	簡平簡二	中耐二	高耐	改良住宅	改良住宅店舗	再開発住宅	特公賃住宅	厚生住宅等	除去戸数	建替に伴う除去戸数		
平26以前	1,266	1,226	4,468	625	191	14	22	50	52	1,799	671		5,444
27													5,444
28											40	△40	5,404
29				56								56	5,460
30										66		△66	5,394
累計	1,266	1,226	4,468	681	191	14	22	50	52	1,865	711		5,394

(2) 本 来 家 賃

基準月収額158,000円以下の方の家賃である。

次表の基準月収額に対応する家賃算定基礎額に、部屋の広さ、新しさ等を考慮した係数をかけて算定する。

$$\text{本来家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

- 立 地 係 数 = 前橋市は0.95。国が地価等を勘案し法令で定めている。
- 規 模 係 数 = 住宅の住戸専用床面積を65㎡（平均床面積）で割った数値である。
- 経過年数係数 = 竣工年度を1.0とし1年古くなるごとに、0.0039ずつ減率させていったものである。
- 利 便 性 係 数 = 住宅の地域性、その他を考慮して、各市町村が団地ごとに決定する。

(3) 収入超過者の家賃

入居3年以上で、基準月収額158,001円以上の方（収入超過者といいます。）の家賃である。

本来家賃の算定式で算定した家賃に、基準月収額に対応する右端の割増率に応じた金額を加算する。この場合、近傍同種家賃（民間アパート並の家賃）の額を上限とする。

$$\text{収入超過者の家賃} = \text{本来家賃} + (\text{近傍同種家賃} - \text{本来家賃}) \times \text{割増率}$$

<基準月収額に対応する家賃算定基礎額及び割増率>

基準月収額	家賃算定基礎額	収入超過年数	割増率
0円～104,000円	34,400円	—	—
104,001円～123,000円	39,700円	—	—
123,001円～139,000円	45,400円	—	—
139,001円～158,000円	51,200円	—	—
158,001円～186,000円	58,500円	1	1/5
〃	〃	2	2/5
〃	〃	3	3/5
〃	〃	4	4/5
〃	〃	5	1
186,001円～214,000円	67,500円	1	1/4
〃	〃	2	2/4
〃	〃	3	3/4
〃	〃	4	1

基準月収額	家賃算定基礎額	収入超過年数	割増率
214,001円～259,000円	79,000円	1	1/2
〃	〃	2	1
259,001円～	91,100円	1	1

(4) 団地別市営住宅管理戸数

(平31.4.1現在)

団地名	位置	管理戸数	団地名	位置	管理戸数
岩神第1～3・5・6団地	岩神町三・四丁目	271	朝倉町第1～3団地	朝倉町二・三丁目	292
昭和第1～3団地	昭和町一～三丁目	129	南橘町第1～5・8～9団地	南橘町	720
国領第1～3団地	国領町一・二丁目	136	広瀬第1・3～21団地	広瀬町一～三丁目	1,535
若宮第1・3団地	若宮町二・四丁目	25	芳賀第1～5・7団地	高花台二丁目	458
若宮町再開発住宅団地	若宮町三丁目	22	朝日町・朝日第2団地	朝日町二・四丁目	112
城東第1～4団地	城東町五丁目	188	関根団地	関根町	60
文京第1団地	文京町四丁目	35	後関団地	後関町	40
天川大島第1団地	天川大島町	15	西片貝第2・3団地	西片貝町二丁目	57
南第1団地	南町三丁目	30	西片貝町改良住宅団地	西片貝町四丁目	40
前橋駅南口改良住宅	南町三丁目	30	清里前原団地	青梨子町	160
〃第2団地	南町三丁目	30	上泉団地	上泉町	108
六供団地	六供町	12	荒牧団地	荒牧町	40
天川団地	天川町	108	古市第1・2団地	古市町	49
日吉・日吉第2団地	日吉町三・四丁目	88	古市町改良住宅団地	古市町	35
日吉町改良住宅団地	日吉町一丁目	70	朝倉母子住宅	朝倉町二丁目	8
江木第1～3団地	亀泉町	252	住吉第1団地	住吉町一丁目	50
元総社町第1・2団地	元総社町	189	合計		5,394

(5) 主な団地の敷地総面積（総面積1ha以上）

団地名	総面積 (ha)	団地名	総面積 (ha)
広瀬団地	12.6	岩神団地	1.6
南橘町団地	6.1	清里前原団地	1.6
芳賀団地	3.4	城東団地	1.5
江木団地	3.0	昭和団地	1.3
朝倉町団地	2.6	上泉団地	1.1
元総社町団地	1.4		

4 空 き 家

(1) 前橋市空家等対策計画

ア 概要

平成27年12月24日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定めた基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めた。

イ 計画の内容

○ 空き家等対策に係る基本的な方針

① 基本理念

(ア) 快適な住環境の保全

適切な管理がなされていない空き家等は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、地域の活力も失われることにつながることから、空き家等の適切な管理を促進するとともに、空き家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。

(イ) 安全で安心なまちづくりの推進

適切な管理がなされていない空き家等は、火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となる恐れなど、防犯上の問題も懸念されることから、空き家等の情報について、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

(ウ) 空き家等を活用した定住の促進

空き家等は、活用次第では大きな資産となる可能性を秘めていることから、空き家等の活用を本市への定住促進につなげるといった視点からも空き家等の問題に取り組む。

② 基本的事項

(ア) 対象とする空家等の種類

計画で対象とする空き家等の種類は、主に住宅を対象とする。

(イ) 計画期間

計画の期間は、5年間（平成27年度から平成31年度まで）とする。なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとする。

③ 空家等の実態調査に関する計画

空家等データベース作成のため、本市全域を原則として、平成28年度から2か年度で空き家等の実態調査を実施する。

④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者の財産であることから、所有者において適正な管理をする義務がある。ただし、所有者が死亡又は不明な場合については、法及び条例に基づき、市において調査を尽くして、相続人等、空き家等の適正管理を行う義務者を特定し、的確な指導・助言を行うなど、空き家等の適正管理を促す。

⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

空き家等及び除却した空き家等に係る跡地は、所有者の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産であり、所有者に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及び都市機能の向上にもつながる。

このため、市において、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用につながる施策を実施することとする。

○ 空き家等対策の基本的施策

① 空家利活用センターの設置

(ア) 設置の経緯

平成27年4月1日に本市の空家等対策をより市民等に分かりやすく、また空家等対策に関する総合的

な施策を展開するため、建設部建築住宅課に「空家利活用センター」を設置した。

(イ) 機能

センターは、市民等からの空き家に関する相談への対応を始め、空き家に関するあらゆる問題の総合的な窓口として機能している。

② 空家利活用ネットワーク

(ア) 概要

平成27年7月27日に開始した制度で、空家の所有者等や市民等に対し、市が窓口となって登録事業者に情報を提供し、あるいは登録事業者から情報を提供を受けることにより、空き家の市場への流通や、空き家の利活用を促進することを目的としている。

(イ) 組織

本市の区域内で宅地建物取引業許可を受けて不動産業を営む事業者のうち、市に協力を申し出たもので組織する。

(2) 前橋市空家等対策協議会

ア 概要

前橋市等空家等対策計画の策定のため、空家等対策の推進に関する特別措置法7条第1項の規定に基づき組織した。

イ 協議会の委員構成（18人）

関係分野	推薦団体等
行政	市長
市議会議員	市議会建設水道常任委員長
警察署	前橋警察署長
警察署	前橋東警察署長
消防局	前橋市消防局長
法務局	前橋地方法務局
弁護士	群馬弁護士会
司法書士	群馬司法書士会
土地家屋調査士	群馬土地家屋調査士会
宅地建物取引業者	群馬県宅地建物取引業協会前橋支部
宅地建物取引業者	全日本不動産協会群馬県本部
建築士	群馬建築士会
自治会	前橋市自治会連合会
金融・経済	群馬銀行
市民	公募
市民	公募
行政書士	群馬県行政書士会前橋支部
不動産鑑定士	群馬県不動産鑑定士協会

(3) 空家等対策に係る関係団体との連携

ア 不動産関係団体

「前橋市における空家等の利活用の促進に関する協定」の締結

- 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 平成27年5月12日
- 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部 平成27年5月13日

イ 警察関係

「空家等対策の推進による安全で安心なまちづくりに関する覚書」の締結

- 前橋警察署・前橋東警察署 平成28年1月6日

ウ 専門家関係団体

「前橋市における空家等対策の推進に関する協定」の締結

- 一般社団法人群馬建築士会 平成29年12月18日
- 群馬県行政書士会前橋支部 平成29年12月18日
- 群馬司法書士会 平成29年12月18日
- 群馬土地家屋調査士会 平成29年12月18日
- 群馬弁護士会 平成29年12月18日
- 公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会 平成29年12月18日

(4) 前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例

ア 経過

平成25年7月1日「前橋市空き家等の適正管理に関する条例」を施行

平成27年6月26日「前橋市空き家等の適正管理に関する条例」を全部改正し、「前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例」として施行

平成28年12月12日空家等対策協議会の定数を改正（15人⇒17人）

平成29年9月15日空家等対策協議会の定数を改正（17人⇒18人）

イ 現行条例の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の本市の空家等対策の推進と空家等の活用の促進を目的として、事業者の責務や市民の責務を定めるとともに、特定空家等以外への助言及び指導や応急措置などについて定めている。

(5) 特定空家等判定委員会

ア 概要

本市における特定空家等に対する対応をより公正かつ公平に行うため、庁内の関係部課で組織した。

イ 特定空家等判定委員会の委員構成

役 職	職 名
委員長	都市計画部長
副委員長	建築住宅課長
委員	防災危機管理課長
委員	資産税課長
委員	生活課長
委員	ごみ減量課長
委員	都市計画課長
委員	建築指導課長
委員	道路管理課長
委員	消防局予防課長

5 公園緑地

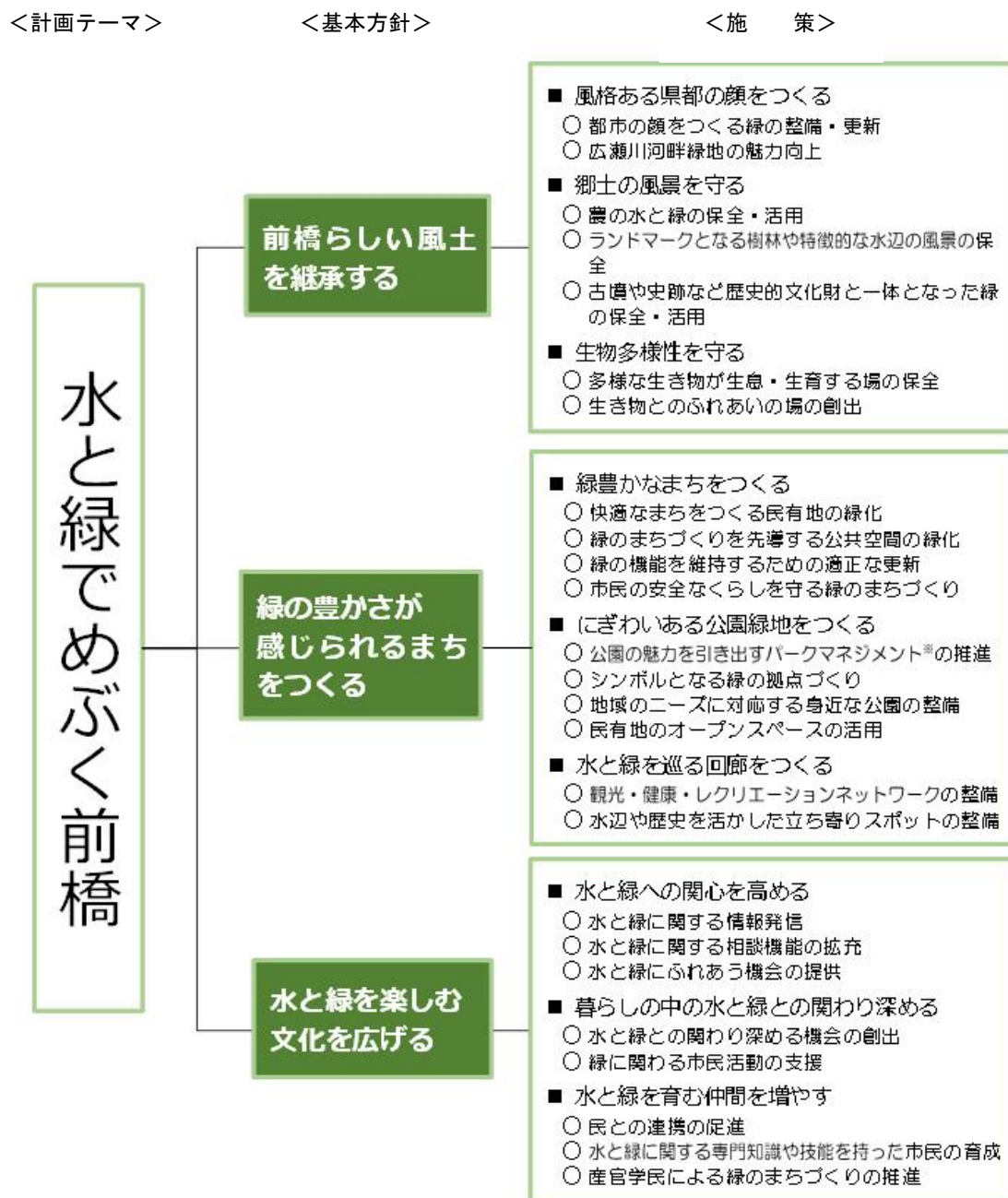
(1) 前橋市緑の基本計画の推進

平成10年8月に、「前橋市緑の基本計画」を策定し、緑化計画の推進目標と緑化推進の施策・方針を定めたが、周辺市町村との合併や中核市へ移行したことなどを踏まえ、平成26年3月に一部改訂した。

その後、平成29年6月に都市緑地法、都市公園法の一部改正が行われ、緑地広場の創出や都市公園の再生・活性化に係る状況は変化している。

こうした社会情勢の変化と、前計画期間の終了、新たに策定された第七次前橋市総合計画など上位関連計画を踏まえながら、今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取組みについて、長期的な視点に立った方針づくりを行うため、平成30年3月に改定した。

計画の基本方針 計画テーマを「水と緑でめぶく前橋」と設定し、第七次前橋市総合計画の趣旨を踏まえて「前橋らしい風土を継承する」「緑の豊かさが感じられるまちをつくる」「水と緑を楽しむ文化を広げる」という3つの方針のもとに施策を展開する。



(2) 施設緑地の整備状況

ア 都市公園

① 都市基幹公園

○ 総合公園

【前橋公園】

前橋最初の公園で、明治38年日露戦役の記念を兼ねて建設された本公園は、市街地のほぼ中央に位置し、とうとうと流れる利根川を眼下に榛名・浅間・妙義の山並を望み、眺望は絶景である。

昭和34年皇太子殿下(上皇陛下)の御成婚を記念して造成された鶴舞う形の群馬県をかたちどった“さちの池”を中心とした範囲を平成15年度から4ヵ年で再整備を進めた。

グリーンドーム前橋を中心施設とする13.8haは特許事業として財団法人グリーンドーム前橋(当時)が設置し、競輪事務所が管理・運営を行っている。

さちの池の西側河川敷の活用による「親水・水上ステージゾーン」3.3haは、ふるさとの川モデル事業として群馬県の河川事業と一体となり整備を行った。

芝生広場の再整備とみどりの散策エリア(旧競輪場跡地)の整備を平成18年度より進め、平成20年3月から6月まで開催された「第25回全国都市緑化ぐんまフェア」の総合会場となった。

計画面積	64.4ha
開設面積	18.5ha
主要施設	中央児童遊園(0.84ha)、イベントスポーツゾーン(13.8ha) 親水・水上ステージゾーン(3.3ha)、さちの池散策エリア(2.9ha) 芝生広場(1.5ha)、みどりの散策エリア(4.8ha)

<中央児童遊園>

平成16年4月1日より、運営業務委託を開始し、市民公募による「前橋るなばあく」の愛称でリニューアルオープンした。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成27年度から株式会社オリエンタル群馬により運営されている。

敷地面積	0.84ha
建物延べ面積	管理事務所(軽量鉄骨造二階建) 外8棟 309.71㎡
開設	昭和29年11月
休園日	火曜日
入園料	無料

<遊器具使用料>

区 分		使用料		備 考
		普通利用券	回数利用券	
大型遊器具	飛行塔、メリーゴーランド、豆自動車、豆汽車、ウェーブスターライド、くるくるサーキット、ミニヘリコプター、くじらの波のり	1人1回につき 50円	1人11回につき 500円	満4才未満の幼児は、1人につき1人の付き添いは無料
小型児童遊器具	木馬他、各種幼児用遊器具	1人1回につき 10円		コイン投入式(現金)

【大室公園】

赤城南麓の中央にある城南地区は、雄大な赤城山の眺めがすばらしい自然に恵まれた場所である。また、群馬県内でも遺跡の多い地区であり、国指定の前二子古墳・中二子古墳・後二子古墳・小二子古墳など史跡もたくさん残されている。

この恵まれた豊かな自然を生かし、自然とのふれあい、余暇時間の増大と多様化する屋外レクリエーション需要に対応する市民の憩いの場の提供と本市の歴史的遺産である史跡の保存活用により、歴史公園的機能も兼ねた総合公園として整備をした。

平成18年には「日本の歴史公園100選」に選定された。

公園面積	36.9ha
主要施設	風のわたる丘、湿生園、親水広場、時の広場、岩室、民家園、梅の庭、お祭り広場、北口駐車場、花の丘、みんなのはらっぱ、じゃぶじゃぶ池、管理事務所、南口駐車場、水栈敷広場、子供の遊び場
事業期間	昭和60年度～平成17年度
事業費	約50億円（用地費：27億円 施設費：23億円）

【荻窪公園】

前橋中心市街地から北東に約7km、赤城山南面の裾野に位置し、「環境改善と地域のニーズにあった公園づくり」を基本理念とし、「自然とのふれあい」「健康づくり」「コミュニティづくり」を目指して、現況の環境資源を生かし、地形・植生・豊富な水施設を有効に利用し、市民の健康とやすらぎが得られる憩いの場の整備を平成14年度から進めている。また、平成22年8月に道の駅の認定を受け、「赤城の恵」と名付け、滞在拠点として、また情報発信拠点として、施設の充実を図っている。

計画面積	30.1ha
開設面積	15.5ha
主要施設	温水利用健康づくり施設（あいのやまの湯）、売店（農畜産物）、池・流れ、駐車場、アジサイの丘、どんぐりの林、展望休憩所、芝生広場、子供の遊び場、情報発信施設（赤城の恵）

<あいのやまの湯概要>

コンセプト	『子供から高齢者まで、日常生活を離れて、ゆったり、ぬくもり、くつろげるよう、幅広い市民が活用できる施設』
施設内容	・延べ面積 4,632.83㎡ RC造平屋建 ・主要施設 バーデプール、浴室、風呂付個室、広間、レストラン、多目的研修室、キッズルーム、売店、パークレストランラウンジ、中庭
温泉の泉質	・泉温 48.0℃（平成31年4月計測） ・ナトリウム、カルシウム一塩化物温泉（弱アルカリ性等張性高温泉）

○ 運動公園

【利根川敷島緑地】 公園面積 15.6ha

【利根川大渡緑地】 公園面積 11.3ha

【前橋総合運動公園】

前橋総合運動公園は、屋外スポーツの普及とレクリエーション需要に供するとともに市民が日常スポーツを通じて体力の維持増進を図るための健康運動公園として計画された。

昭和55年に計画され（面積：25.8ha）、市民の競技スポーツや生涯スポーツ、健康増進や憩いの場として活用されている。平成26年より、「魅力あるスポーツ環境の充実」に対応するため、駐車場、第二野球場、多目的グラウンド等の施設を現区域の東側に拡張して整備を行っている。

計画面積	40.4ha
開設面積	25.8ha
主要施設	テニスコート、野球場、陸上競技・サッカー場、コミュニティプール、健康運動指導室、トリムコース、軽スポーツ広場、中央広場、自由広場、芝生広場、駐車場、つり池

テニスコート	全16面（Aコート6面、Bコート4面、Cコート6面） B・Cコート10面にナイター照明 14基（5月～10月）
市民球場	グラウンド（左右両翼91m、中堅122m）、観客収用人員（13,000人） メインスタンド（2,600人（うち車椅子専用10席））、内野スタンド（2,450人）、 外野芝スタンド（7,950人）、ナイター照明
陸上競技・サッカー場	400mトラック、サッカーコート1面
コミュニティプール	25mプール（25m×15m）7コース、幼児プール（15m×5m）、 健康運動指導室

【敷島公園】

利根川と広瀬川にはさまれた広大な平地に約2,700本の松が茂っている。これだけの松林があるのは全国でも珍しい。松林には詩人萩原朔太郎の詩碑や生糸の都前橋をしのばせる蚕糸記念館があり、訪れる文化人も多い。屋外のレクリエーションの場である。本公園は総合運動公園で、大正11年10月に開設された。

公園面積 37.6ha

主要施設

県有施設 (17.8ha)	陸上競技場 31,000㎡、補助競技場 17,000㎡、野球場 25,000㎡、 テニスコート 5,000㎡、球戯場（バレーボール、テニス兼用） 7,000㎡、 水泳場 7,000㎡、サッカー場 19,000㎡
市有施設 (19.8ha)	ばら園 45,000㎡、ボート池 10,000㎡、松林と芝生広場 80,000㎡、遊水路 300㎡、 魚釣場 10,000㎡、なかよし広場 1,000㎡、ばら園北駐車場 10,000㎡

<ばら園>

昭和37年度から敷島公園に隣接する45,000㎡の用地に家庭的なレクリエーションの場として10年の歳月をかけて「ばら園」を造成し、昭和46年5月に開園した。200種のバラ2,000本、40種の菖蒲300株、その他梅、つつじ、藤、牡丹等の花木を中心とする4,000本の喬木と灌木と大噴水池、野鳥園が整備された。

「第25回全国都市緑化ぐんまフェア」の総合会場として平成18年から再整備を行った。市民ニーズや周辺状況に応じた再整備に努め、老朽化した施設の改修や、誰もが利用しやすい園路や休憩施設を導入し、人気のあるバラ花壇の拡大、ばら園の回遊性を高めるなどの印象的な景観を創出している。バラの本数を約600種7,000本に増やし、松と芝生とバラの織りなす魅力的なばら園に改修し、第25回全国都市緑化ぐんまフェア開催にあわせ、平成20年3月リニューアルオープンした。平成26年度北駐車場10,000㎡の舗装整備を行った。

公園面積 5.5ha

【大胡総合運動公園】

公園面積 9.4ha

主要施設 野球場、陸上競技・人口芝サッカー場、テニスコート、弓道場、自由広場、野鳥の森、駐車場

事業年度 平成8年度～9年度

事業費 約20億円

市民球場	グラウンド（左右両翼 91m、中堅 110m）、ナイター照明
陸上競技・サッカー場	400mトラック、サッカーコート1面、ナイター照明
テニスコート	全4面
弓道場	6人立ち

② 住区基幹公園

- ・ 地区公園
 - 南町公園 (公園面積3.8ha) 荻窪南公園 (公園面積4.4ha)
 - 利根川田口緑地 (公園面積7.6ha) 利根川総社緑地 (公園面積2.2ha)
 - 大利根緑地 (公園面積2.5ha) 石関公園 (公園面積3.2ha)
 - 足軽茂木公園 (公園面積5.1ha) みやぎ千本桜の森公園 (公園面積6.1ha)
- ・ 近隣公園
 - 市内30箇所 (公園面積43.41ha)
- ・ 街区公園
 - 市内317箇所 (公園面積61.46ha)

③ 特殊公園

- ・ 歴史公園
 - 王山公園 (公園面積0.25ha) 横室古墳公園 (公園面積0.25ha)
- ・ 墓園
 - 嶺公園 (計画面積77.9ha)

<嶺公園>

嶺公園は、前橋中心市街地から北へ約10kmに位置し、赤城山麓南面の景勝地にあり、公園緑地計画の一環（墓地、公園緑地を合わせ持つ墓地公園）として昭和52年より整備を行っている。東西約1.1km、南北約1.2km、標高300m～380mの緩傾斜地であり、公園内には松、杉、その他雑木林、沼などの自然条件に恵まれた好条件を生かし、市民が潤いと安らぎを得られる憩いの場、野外レクリエーション需要に対応した墓地公園として整備を進めている。

計画面積 77.9ha（公園地62.8ha、墓域15.1ha）

開設面積 55.3ha

主要施設 管理棟（鉄筋コンクリート造 334㎡）、水の広場、憩いの森、
湿生花園、冒険の森、多目的広場、大堤沼、駐車場

事業年度 昭和51年度～

墓地使用区画数 9,777区画（平31.4.1現在）※土地区画整理事業移転墓地含む

墓地の種類

A	2.0m×2.5m (5.0㎡)	洋式 和式	B	2.5m×3.0m (7.5㎡)	洋式 和式	C	3.0m×4.0m (12.0㎡)	洋式 和式	芝生	1.5m×3.0m (4.5㎡)	定型
---	---------------------	----------	---	---------------------	----------	---	----------------------	----------	----	---------------------	----

※その他の市営霊園

<亀泉霊園>

敷地面積 46,784㎡

建設年月 昭和17年2月（昭和30年9月、33年12月、34年2月、48年3月拡張）

昭和42年度から、従来の区画墓地のほかに規格を統一した墓碑付墓地及び芝生墓地を造成した。

使用区画数 2,899区画（平31.4.1現在）

<丸山霊園>

敷地面積 10,178㎡

建設年月 昭和48年12月8日

使用区画数 360区画（平31.4.1現在）

④ 緑道

○ 広瀬川河畔緑地（広瀬川詩の道）

この緑道は、市街地の中央を流れる広瀬川河畔の左右両岸を呼称するもので、戦災都市復興事業により緑道として昭和22年に誕生した。

“水と緑と詩のまち”にふさわしい緑道として、昭和50年度から整備を進め、昭和52年度までに柳橋から久留万橋間の1.3ha（延長1,200m）をオープンし、さらに昭和57年度に城東町ポケット広場を整備した。

平成5年には、郷土の詩人、萩原朔太郎を記念した前橋文学館の開館にあわせ、朔太郎橋の整備と周辺施設の改修を行った。

計画面積 2.7ha（石川橋からこども公園）

開設面積 1.3ha

主要施設展望橋、観賞池、休憩所、モニュメント（動く彫刻、水車等）、小川、歩行者専用道、花壇、グリーンベルト、ポケット広場、ガス灯、朔太郎橋

事業年度 昭和50年度～平成5年度

○ 広瀬川河畔緑地再整備事業

厩橋から久留万橋までの延長約750mを、車椅子や歩行者が安心して通行できるよう、バリアフリーを基本とした歩道の改修や、老朽化した広瀬川沿いのフェンスの交換、ガーデンライトの増設、花木の植栽などの再整備を実施した。

また、平成29年度において、芸術家岡本太郎氏の幻の作品である「太陽の鐘」を企業より寄贈を受け、諏訪橋下流右岸に官民が連携し設置を行った。

事業年度 平成19年度～平成29年度

○ 馬場川遊歩道公園

市の繁華街の中心部を流れる馬場川は幅2.5mの水路で、水と緑のシンボルゾーン計画として、昭和50年度から51年度にわたり整備した。

延長400mを車道、グリーンベルト、歩道（園路）、水流の四つの流れに分け、水景と調和した潤いのある緑の環境をつくり、市民の散策の場として親しまれている。

平成16年度に、緑の基本計画に基づく都市緑化推進事業の一環として再整備を行う。地元との協議を重ね、中央通りから千代田通りまでの約200mを鉄平石から通行しやすいアスファルト舗装へと変更し、便所も新しいものに設置替えをした。

公園面積 0.2ha（延長371m）

主要施設 園路、植樹帯、花壇、ガス灯、便所

事業年度 昭和50年度～51年度

再整備年度 平成16年度

⑤ 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地である。

下記公開緑地も都市緑地に含む。

市内56箇所

公園面積13.51ha

・公開緑地

都市計画区域内において遊休となっている私的空き地について、土地所有者と市が土地使用契約を結び、整備後は都市公園として設置するもの（公開緑地整備事業）

⑥ 開設状況

（平31.4.1現在）

公園種別		計画決定		計画決定外		計	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
住区基幹	街区	135	39.44	182	22.02	317	61.46
	近隣	24	36.70	6	6.71	30	43.41
	地区	5	19.30	3	15.60	8	34.90
	小計	164	95.44	191	44.33	355	139.77
都市基幹	総合	3	70.10	1	15.40	4	85.50
	運動	4	90.30	1	9.40	5	99.70
	小計	7	160.40	2	24.80	9	185.20
特殊	風致						
	動植物						
	歴史	1	0.25	1	0.25	2	0.50
	墓園	1	55.30			1	55.30
	小計	2	55.55	1	0.25	3	55.80
緑道		1	1.30	1	0.20	2	1.50
都市緑地		13	4.82	20	3.98	33	8.80
公開緑地				23	4.71	23	4.71
公園緑地計		187	317.51	238	78.27	425	395.78

⑦ 公園愛護会

公園の適切な管理運営及び周辺住民に親しまれる公園を目指し、各地に公園愛護会が設立されている。
各公園愛護会は、清掃、除草等幅広い愛護活動を行っている。(平31.4.1現在 374団体)

イ 公共施設緑地

- ① サイクリングロード
- ② 方面運動場、浄水場
- ③ 学校グラウンド
- ④ 河畔道路
- ⑤ 緑道
- ⑥ ため池を含めた農村公園

ウ 民間施設緑地

民有の公園緑地に準じる施設(テニスコート、ゴルフ練習場、社寺境内地、霊園等)

(3) 地域制緑地の指定状況

ア 法によるもの

風致地区、農振農用地区域、河川区域、保安林等

イ 協定、条例によるもの

<緑化協定締結状況調査>

(平31.4.1現在)

番号	協 定 名	事 業 主 体	許可年月日	内 容		
				面積	戸数	要件
1	下川渕住宅団地緑化協定	群馬県企業局	S54.12.26	26.0ha	616戸	20条
2	下川第二住宅団地緑化協定	群馬県企業局	57.9.17	4.0	111	20
3	下大島住宅団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	58.7.27	10.0	269	20
4	下大島第二団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	63.9.26	1.9	62	20
5	芳賀北部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	58.11.30	15.4	537	14
6	芳賀東部住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	61.1.30	7.5	156	14
7	城南住宅団地建築並びに緑化協定	〃	62.2.2	13.2	510	14
8	前橋萱野住宅団地建築並びに緑化協定	群馬県企業局	62.8.26	9.4	263	14
9	清里前原住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	H2.8.1	1.1	44	14
10	清里前原住宅団地(第2地区)建築並びに緑化協定	〃	7.12.13	0.2	6	14
11	細井住宅地区建築協定	民間	S56.6.11	3.2	95	14
12	上毛開発天川台第18次分譲地建築協定	〃	56.6.11	3.5	125	14
13	上細井住宅団地建築協定	群馬県住宅供給公社	62.2.2	4.1	115	20

(4) その他の緑化推進事業

ア 水と緑の月間事業

緑化苗木配布会、緑と花の講習会の開催等

イ 樹木等の保全

都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木や樹林を保存樹木または保存樹林として指定する。

<援助措置>

保存樹木	1本又は1株につき年額	3,000円
保存樹林	100㎡につき年額	1,000円

(生垣の片側 1 m²につき年額 70円)

<保存樹木等の指定状況>

独立樹木	76本
はん登性樹木	3本
樹林	10か所 17,089m ²
生垣	36か所 7,424m ²

ウ 生垣づくり奨励金交付事業

① 奨励金の額

生垣施工費(樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置)に相当する額の3分の2を奨励金として交付し、8万円を限度とする。既存の囲障に替えて生垣をつくる場合は、6万円を限度に加算される。

② 適用区域

- ・市街化区域内、用途地域指定内、及び地方公共団体の造成した団地のうち、幅員4m以上の公道に面した部分。
- ・上記地域以外の国道、県道に面した部分、及び都市計画区域内の幅員6m以上の市道に面した部分。

③ 生垣の基準

- ・植栽する樹木の高さは、おおむね0.6m以上とする。
- ・生垣の延長は、2m以上とする。
- ・樹木の植栽本数は、1m内に3本以上とする。

④ 生垣づくり奨励金交付状況(平31.4.1現在)

交付件数 1,084件、延長 16,545.47m

主な植栽樹 トキワマンサク、サザン、ベニカナメモチ、ドウダンツツジ、マサキ

エ 花のあるまちづくり協定団体助成事業

豊かで美しいまちを目指して、地域等において花壇づくりへ取り組んでいる団体等に対して奨励事業を進め、美しい景観づくりと、花のあるまちづくりのより一層の推進を図る。

- ・協定の期間は5年以上で助成期間は5年間
- ・新たに花壇を設置した場合 1か所当り 限度額5万円(1回限り)
- ・維持管理費 1か所当り 年額3万円を限度(5年間)

<花のあるまちづくり助成協定団体の延長及び面積>(平31.4.1現在)

花のライン協定団体	32団体	約13,183m
花の道	6団体	約1,181m
まちかど花壇	22団体	約2,627.3m ²
ふれあい花壇	79団体	約7,452.64m ²

(5) 水と緑のまちをつくる審議会

ア 審議会の構成

- 学識経験のある者
- 各種団体から推薦された者
- 関係行政機関の職員
- 市長が特に必要と認める者

イ 審議事項

- 都市緑化に関する基本構想
- 都市緑化の推進に関する実施計画
- 緑化街区の指定に関する事
- その他緑化計画、緑化推進必要事項